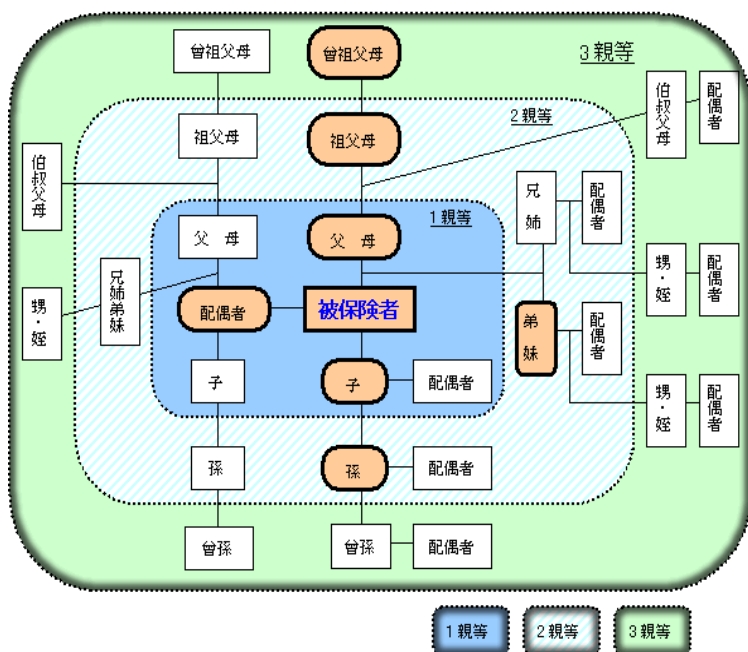


TOPIC

健康保険の被扶養者について

- 今年も、健康保険では被扶養者の確認が調書によって実施されます。そこで今回は「被扶養者」について取り上げます。
- 扶養に入れる人の範囲というのは、『主として被保険者の収入で生計を維持している3親等内の親族』です。(表をご参照ください)

3親等以内の親族表



- ※ は、生計維持のみが要件
- は、生計維持と同居が要件

- 扶養には年齢制限があり、75歳になる前までは扶養に入れます。75歳になると後期高齢者医療制度に移ってしまうため、扶養には入れない＝抜ける、ということになります。
- では、「主として被保険者の収入で生計を維持している」とは、どういうことでしょうか。

- ①年収130万円未満(60歳以上は、180万円(年金含む))
税務では毎年1~12月の、ということですが、

社会保険では今後1年間の、という考え方です。ですから、奥さんが退職しご主人の扶養に入りた、というとき、退職した次の日から1年間の収入で判断することになります。ただし、130万円未満でも、被保険者の年収の半分以上だと扶養に入れません。

例：

夫(被保険者) 年収・・・220万円

妻(扶養者) 年収・・・120万円

このケースは、扶養に入れません。

②別居の場合は仕送り額

別居の場合は、年収130万円(180万円)未満で、被保険者からの仕送り額より自身の収入が少なければ、扶養に入れます。

- ただし、①、②については“原則”なので、例外的に実情に応じて扶養に入れる場合もあります。

(例えば、①の例でも、その世帯を総合的に見て、夫がその世帯の生計の中心であれば扶養に入れる、ということもあります。)

- また、雇用保険の失業給付については、日額が130万円÷360日=3,611円(180万円なら5,000円)未満かどうか、で判断します。

- 3,611(5,000)円未満なら扶養に入ることができますが、逆に、この額以上なら失業給付を受けている間は扶養に入ることはできません。

- 次に、扶養に入るための手続ですが、いろんなケースでいろんな証明が必要になります。

ただし、所得税上の扶養親族になっていれば、「扶養控除申告書」への記載の確認で済みます。

- 所得税上の扶養親族になっていない(=扶養控除申告書に記載がない)場合は、

▼同居の証明として住民票

▼親族の証明として戸籍謄本(抄本)

といった公的な証明や、そのケースによって各種申立書などが必要な場合があります。

- 収入の証明についても、

▼税金上、扶養になっている

→ 証明書類は要りません。

▼税金上、扶養になっていない

→ 何らかの証明が必要

年金証書
所得証明（市町村）
給与支払証明
確定申告書 などなど。。

が必要になります。

- 4月は就職の時期で、扶養の手続きが多い月です。反面、手続きのし忘れも多く見られます。もう一度確認し、5月の今のうちに手続きをしましょう。また、もし特殊な事情があればお尋ねください。

大事な お知らせ

1. 労働保険年度更新について

労働保険年度更新については、賃金台帳、工事台帳についてご協力いただき、ありがとうございました。

なお、労働保険料第1期の口座引落は、7月14日（火）となっております。引落2週間前くらいに労働局より直接お知らせが届きます。ご確認ください。

2. 健康保険・介護保険料率について

平成27年4月から、健康保険、介護保険料率が変わりました。厚生年金料率は、今までと同じ額です。（長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会のホームページをご覧ください。）

（健康保険	4.955%
＋（介護保険	0.79%
健康保険	5.745%
厚生年金	8.737%
雇用保険	0.5%（建設0.6%）

変更

変更

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）5月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、4月1日以降支給する分から変更してください。

賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度（4/1～翌年3/31）の累計額540万円、厚生年金は1回（同月2回以上支給の場合合算で）150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40～64歳までです。

3. 社会保険料一覧表について

健康保険関係料率の変更により社会保険料が変更になっていますので、各お客様の給与計算に間に合うように順次社会保険料一覧表をお送りしております。

また、随時改定により料率だけでなく等級が変更になる従業員さんもいらっしゃるので、ご注意ください。

4. メンタルヘルス講習会について

社会保険労務士会諏訪支部主催により、6月5日（金）午後3時より6時まで、かたくら諏訪湖ホテルにて、聴講できます。無料で、増加してきている不調者の対策が聴講できる貴重な機会ですので、是非どうぞ。別紙ご案内をご覧ください。

（あとかぎ）

5月の連休はどのように過ごされましたか？リフレッシュできたでしょうか？

私は、一番下の娘と蓼科に岩魚つかみに行きました。1人3匹なんですが、まだまだ水が冷たく2人でチャーチャー言いながら追いかけまわしました。

無事3匹捕まえて、それを焼いてもらいました。2人とも串だけ残してペロリとたいらげてしまいました。

結構なお値段がしましたが、子どもと一緒に遊びを体験することも徐々に減ってきているので、良い体験ができました。真夏はもっと気持ち良いと思います。皆さんもぜひどうぞ。

（キムラ）

たった1クリックするだけで、救われる命や自然環境があります。

自分たちのできる範囲で協力しませんか。

<http://dff.jp/>

携帯版はこちら → <http://www.dff.jp/m/>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@nisawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

— 連休 —

お母さまは5月の連休は

いかがおすごしでしたか? 海外旅行に
行った人も多かったそうです。

私は4月から風邪、よく体調がよく治った
ので、まず耕うん機を買いました。

以前近所に主人でいた1人ぐらしの100歳近い
じいさんが言っていました。

山の畑を借りてるか、93才で耕うん機を
買ったの、よくよく早く買えばよかったよ
と言ったのを思い出しました。

私もまた93才には、時間か、あそびで
今ではと、思いカスボンベ燃料の耕うん機
を買いました。

このごろ、固い畑をふかふかに、なり腰痛も
はくでせうです。

3日は憲法記念日フェスティバルで、日中
文芸センターにいれた。

4日熱が37°5くらい出て、日中
眠っていた。昼間からよく眠れる+
と思いき前中、午後、夜も眠れなかった。

5/5は好天になったので、北アルプスの
雪形を見にいきました。

雪形の「ソング」という本を見て、少し予備知識
をもっていたので、いくつか見つけることが
できてよかったです。

青空に浮かぶ、北アルプス、雪かこける
時に見られるのが雪形です。昔、白馬は
代かき馬といって、田んぼの代かきをする目や
だったそうです。

その地、種まき爺さん、嫁さん、蝶々
の雪形を見ました。

雪形にも、ネガとポジがあり
ネガは雪かこけて、黒い形
ポジは残った雪の白い形です。



虫



常念坊さん